

電子マニフェストシステム操作研修会 質疑応答概要

- Q 1 電子マニフェストを運用するにはほかにも契約しないといけないと聞くが。
- A 1 単に電子マニフェスト運用するだけであれば、JWNET の加入だけで運用は可能であるが、ASP事業者の提供するシステム*を利用することも可能である。この場合別途、ASP事業者と契約する必要がある。

※パソコンからインターネット経由でASP事業者の保有するサーバにアクセスして、インストールされた業務用ソフトを活用し、多量の電子マニフェスト情報や関連する情報の登録・出力・集計などができるサービス。

詳細は JWNET の下記ホームページを参照

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/info/index.html>

- Q 2 自己運搬の場合の登録はどのようにすればよいか。
- A 2 排出事業者としてログインした後、メニューの「環境設定」の「表示項目設定」において、「確認事項」をクリック、その後確認事項の内容を確認の上、「確認事項内容を承諾します」にチェックし、「確認」をクリックする。「自己運搬」の場合は「自ら運搬を行う」をチェックし、「設定」をクリックすれば設定は完了する。

詳細は JWNET の下記ホームページを参照

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/faq/page_289.html

- Q 3 現場で電マニを運用する方法について具体的な手法を教示されたい。
- A 3 受渡確認票の運用が想定される。JWNET のホームページから排出事業者、収集運搬業者、処分業者で切り取って運用できる3連の受渡確認票がダウンロードできる。当該確認票を用いられるケースが最も多いと思われる。また当該受渡確認票をオリジナルで作成して運用されている場合もある。他には、予約機能を用いてシステムから受け渡し確認票を打ち出して運用する方法もある。

詳細は JWNET の下記ホームページを参照

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/flow/ukewatashi/index.html>

- Q 4 現在、紙マニフェストを一定枚数下請業者に手渡しして運用し、工期が終了するまでの間に回収して対応している場合がある。どのように対応すべきか。
- A 4 前述の受渡確認票の運用が想定される。運用後、システムへの入力も想定される。

- Q 5 排出事業者が入力した数量と、処分業者において計量した数量が異なる場合、どのようなになるのか。
- A 5 電子マニフェストの運用の際には、あらかじめどの時点（排出事業者もしくは収取運搬業者または処分業者のいずれかの時点）で確定数量とするのかを設定する必要がある。例えば、処分業者へ搬入された場合には、計量器にて計量するため、より確かな数量が分かるということで、処分業者側で確定をするという方法が考えられる。排出事業者が搬出する時点で、正確な数量を把握することは難しく、前述のように、処分業者側で確定をする方法を採用している場合が比較的多く、運用に問題はない。

- Q 6 電子マニフェストの登録は廃棄物の引き渡し後でも可能か。
- A 6 引渡し後3日まで登録可能である。ただし、収集運搬業者の書類携帯義務や処分場での搬入確認に対応するため、予約機能を用いてシステムから受け渡し確認票を打ち出して運用する方法もある。

詳細は、詳細は JWNET の下記ホームページを参照

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/info/index.html>

- Q 7 電子マニフェストの登録事務上の不備があった場合、直ちに行政処分等の措置があるのか。
- A 7 不備が判明した際に修正登録などの適切な対応がなされれば、処分を行うことはない。対応については、JW センター又は環境局まで相談をお願いする。
- Q 8 上下水道工事においては、発注部局への産廃の処理報告を品目ごと（アスファルトがら、路盤廃材等）に求められるが、これらを混載で運搬した場合、システム上はどのように登録すればよいか。
- A 8 品目ごとに登録することも建設系混合廃棄物として登録することも可能だが、発注局への報告方法について協議したうえで判断していただきたい。

- Q 9 大阪市より、指定管理者として指定を受け、業務を行っているが、指定管理業務に伴って生じた産業廃棄物については市内の電子マニフェスト義務化の対象になるか。
また、指定管理業務とは別に、大阪市が発注した建設工事を受注した場合排出された廃棄物は、電子マニフェスト義務化の対象か。
- A 9 指定管理業務に伴って生じた廃棄物については、「本市が排出事業者として処理委託する場合の電子マニフェストを使用する場合」に該当しない。ただし、本市が所有する物品を廃棄する場合の排出事業者は、大阪市となることから、市内電子マニフェスト義務化の対象となる。
また、本市発注の建設工事については電子マニフェストの義務化の対象となる。
- Q 1 0 多くの事業所からの多数の産業廃棄物を受け入れる処理業者では、どの電子マニフェストがどの業者のどの現場から搬出されたものか判別するのが難しいと考えるが、煩雑化しない方法はあるのか。
- A 1 0 排出事業者側の設定になるが、事業所ごとに枝番（サブ番号）を付与することは可能である。処理業者で管理する際には事業者番号に枝番をつけて検索をかけることで、対応するマニフェストを引きだし、管理することができる。また、ASP事業者の提供するシステム※を利用し、必要な情報のみを集計するシステムを構築し、運用する方法もある。（※については、A1を参照。）
- Q 1 1 排出事業者側に、処分完了の通知が送られるよう設定できるのか。
- A 1 1 メニューの「加入者サポート」の「通知情報設定」をクリックし、「メール受信設定」に受信希望先のメールアドレスを入力する。「重要な通知」、「お知らせ通知」、「修正・取消通知」のうち、メールで受け取りたい通知を「通知情報設定」欄で選択し、「設定」をクリックする。「処理が完了しました」と表示されたら「通知情報設定」は完了となる。

詳細は JWNET の下記ホームページを参照

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/faq/page_179.html

Q 1 2 産業廃棄物の数量について、排出事業者が電子マニフェストの登録事務を行う場合、おおよその数量を記入することになるが、実際に処分業者から送付される計量伝票には、異なる数量が記載されていることがある。これらの数量の整合性をどのようにとればよいか。

A 1 2 電子マニフェストには数量確定者を選択する機能がある。排出事業者がおおよその数量を記載し、登録したマニフェストでも処分業者を数量確定者とする事で、処分業者が実際に計量した数量をマニフェストの数量として確定することができる。

詳細は JWNET の下記ホームページを参照

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/faq/page_1041.html

Q 1 3 「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」第2条に電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類の写しを監督員に提出するとあるが、無料で交付されるのか。

A 1 3 JWNET のホームページから無料でダウンロードすることができる。その際、加入者番号が必要となる。

詳細は JWNET の下記ホームページを参照

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/faq/page_892.html

※ 電子マニフェスト義務化制度説明会における質疑応答は[こちら](#)。